

第6章

計画の推進に向けて



第6章 計画の推進に向けて

6-1 協働による緑のまちづくりの考え方

(1) 協働による緑のまちづくりの推進

1) 協働体制のイメージ

緑のまちづくりのこれまでの取り組みを踏まえ、今後さらに計画に基づき総合的に推進していくためには、次に掲げるそれぞれの主体の役割と相互の連携を強化することが重要です。「桃源郷の美しい風景や環境を守り、未来に夢を広げる緑のまちづくり」を目指し、今できることから、協働による取り組みを進めています。



・桃の花まつり

2) 緑のまちづくりを支える各主体の取り組み

市民やボランティア等の団体、企業や教育機関は、それぞれが緑のまちづくりの重要な担い手であり、主体であることの認識と各主体の役割を明確にし、次の取り組みを進めていくことが必要です。同時に、各主体が持つ役割を理解し、協力・連携していく姿勢が求められます。

①市民の取り組み

市民は、緑のまちづくりを担う中心的な役割を果たしていくことが期待されます。

そのため、緑や自然の価値、機能を理解するとともに、地域の財産として認識することが求められます。身近な緑を慈しみ大切に思う姿勢が、緑のまちづくりに参加する第一歩であることを理解し、地域に対して主体性や責任感を持って参加・協力していくことが求められます。

【具体的な取り組み】

- 緑はみんなのものという意識を持ち、地域の緑や環境を守るよう行動する
- 所有地内の緑を自らの責任で維持・管理し、育む
- 道沿いなど、みんなの目に触れるところは、おもてなしの緑を育む
- 地域の緑を育て、身近な緑化に努める
- 緑に関する学習機会や育む活動などに積極的に参加する など



・みどりのまちづくり市民会議の風景

②ボランティアやNPOなどの取り組み

本市の市民ボランティアやNPOなどの活動は多く、これまでの緑のまちづくりに大きな役割を果たしてきました。

今後も、主体的な活動と、地域の緑のまちづくりを先導していくことが期待されます。さらに、独自の知識や経験を持つ団体・組織や人材育成を進め、市民と市の間をつなぐ役割を担うことが求められます。

【具体的な取り組み】

- 市民への意識啓発に努め、緑に関する専門的知識を持ち、幅広い視点から保全や緑化活動に取り組み、関わる
- 市民活動や各主体における調整役と、団体間の交流・連携の一翼を担う
- 行政への提言や行政などとの協働の取り組みに積極的に関わる
- 緑に関する学習活動やイベントなどを企画する など



・ボランティアによる森の写生教室

③農地や樹林地などの土地所有者などの取り組み

桃源郷の美しさは、農地や樹林地を守ってきた土地所有者等によるものであり、その緑が地域の環境を支えてきたといっても過言ではありません。しかし、社会情勢の変化等により、緑を維持する環境は厳しい状況にあります。

土地所有者等は、緑の果たす役割や緑の保全に対する認識を深め、都市と農山村との交流施策などの活用、農地の保全や樹林地を守る取り組みなど、市民の活動や市の施策に協力していくことが求められます。

【具体的な取り組み】

- 農地・樹林地・屋敷林などの保全と育成に努める
- 樹林地などを必要に応じて開放することについて協力する
- 農地の有効活用や、遊休農地の活用などの取り組みに積極的に協力する
- 都市と農山村との交流の取り組みなどに積極的に協力する など



・八代農業振興セミナー

④企業や事業者などの取り組み

企業や事業者等は、地域の一員として緑を含めた環境の保全・活用に貢献するよう努めることが求められます。

また、事業活動が緑や環境に対して影響を与えないように配慮するとともに、市民の活動や市の施策などに協力することが求められます。

【具体的な取り組み】

- 敷地内の緑の保全や、地域の緑との調和に配慮した質の高い緑化に努める
- 市民、団体、行政等との連携を強め、緑に関わる積極的な地域貢献を進める
- 事業活動において、法令の遵守や、緑の保全・緑化の推進に積極的に貢献する
- 企業等の持つ優れたノウハウや人材、資金を導入する仕組みの構築に努める など



・企業の社員による農業体験（芦川地区）

⑤大学や研究機関などの取り組み

高校・大学等の教育機関や独立法人等の研究機関などは、緑の保全や創出、意識啓発などについて、地域との結びつきを強めるとともに、地域の一員として緑を含めた環境の保全・活用に貢献することが求められます。

特に、研究機関等においては、専門家として市民や団体等の活動への技術的支援や、行政へのアドバイスを行うことが求められます。

【具体的な取り組み】

- 敷地内の緑の保全や、地域の緑との調和に配慮した質の高い緑化に努める
- 樹林地の公開や、必要に応じて敷地内的一部分を緑地として開放することに協力する
- 市民や団体、市との連携に努める
- 優れたノウハウや人材等の貢献に努める など



・高校生による炭焼き体験教室

⑥行政の取り組み

行政は、緑のまちづくりの先導役であり、緑に関連する施策について総合的な視点と責任を持ち、推進していくことが求められます。

そのため、庁内関連各課や関係機関と充分に連携を図るとともに、効率的で効果的な施策の展開と推進の舵取り役を担い、前述した各主体を結ぶ役割を推進します。

さらに、必要な情報の提供などに積極的に取り組み、制度の活用や整備に努めます。

【具体的な取り組み】

- 庁内関係各課や関係機関との連携、関連計画との連携のもとに、緑に関する施策を推進する
- 公園など公共公益施設の緑化を推進する
- 市民・NPO・企業などとの連携を強める
- 市民への意識啓発、緑の調査、緑地保全・緑化推進における顕彰やPR、情報提供、人材育成等を積極的に進める
- 農地・林地の緑を享受しているみんなで支える仕組みづくりを推進する
- 助成を含めた必要な制度の整備に努める など



・桃・ぶどう生産地の広告・PR

(2) 市民活動の場づくりとネットワークづくり

本市の緑を守り・育むためには、身近なところから緑を理解し大切にする人を育てることが重要です。また、その芽を絶やさぬよう、多くの人と手を携え緑と暮らす豊かさを共有することが大切です。

市内には、様々な人や団体が、緑の保全・育成や、花植え、樹木等の維持管理、清掃などの多様な活動に関わっています。

しかし、小さな芽となる緑の活動が多く市民に周知され、緑のまちづくりに関わる大きな機運として活かしきれていないのが現状です。

そのため、これまでの活動や成果を把握するとともに、市民を中心とした自発的な各主体の活動を通して、緑が地域の宝物として大きな役割を果たしていくことを目指し、次のような市民、企業、行政などの各主体間における緑の活動のネットワークと、その核となる場づくりを促進します。

市民の活動の場づくり

市民の身近な緑化活動や地域の特定の場で行われている活動などが、相互に連携が図れるよう、協力しあい、情報交換などの場となる「活動の核」づくりを検討します。

そのため、核となる場のあり方、窓口、機能や運営方法、呼びかけから運用までのプログラム、行政の支援のあり方、ボランティアや専門家、アドバイザー等の人材育成と活用、PR・啓発の手法など、市民と協働により、場の創造に向けた検討を進めています。

各主体のネットワークづくり

各主体が相互の理解と信頼関係のもとで各主体の特徴を活かし、連携・協働することを目指し、現在活動している様々な市民団体やボランティア、企業などが結び合う「(仮称) 笛吹市ふるさと緑の市民ネットワーク」づくりを検討します。そのため、呼びかけの手法や登録制度の検討、活動情報の管理など、上記の活動の核づくりと併せて検討を進めています。

■緑の活動の場とネットワークづくりのイメージ



6-2 協働による緑のまちづくり方針

■協働による緑のまちづくりの体系

緑の将来像に向け、各方針や施策を推進するためには、緑を大切に思う心と、それを実践する「チカラ」が大切です。そのため、次のような施策体系に基づき、協働による緑のまちづくりに取り組んでいきます。

主要施策

(1) 市民の主体的な緑化と緑を守る活動を一層発展させる

- ①市民主体の緑の保全・緑化活動、維持管理活動の促進
- ②オープンガーデンの普及
- ③生け垣助成制度の検討
- ④緑に関する地域のルールづくりの推進

(2) 緑を守り・育む仕組みを充実する

- ①緑の調査の充実
- ②緑のまちづくり府内体制の充実
- ③市民活動への支援の充実
- ④緑のまちづくり人材育成と活用
- ⑤（仮称）笛吹市緑のまちづくり条例の検討
- ⑥緑に関する新たな制度等の検討

(3) 緑の普及・啓発活動を進める

- ①水と緑と花のイベントの充実
- ②緑に関する啓発・PR活動の推進
- ③緑を学ぶ教育の推進
- ④緑の仲間を増やす仕組みづくり

(4) 桃源郷の樹園の緑を守り・活かす仕組みを充実する

- ①農地を守り活かす仕組みの充実
- ②都市と農山村交流の仕組みづくり
- ③遊休農地を活用した環境教育・土とのふれあいの仕組みづくり



・みさかの湯ローズガーデン

(1) 市民の主体的な緑化と緑を守る活動を一層発展させる

①市民主体の緑の保全・緑化活動、維持管理活動の促進

市内では、植林活動、市民ボランティアによるバラの植栽や菊の散歩道づくり、緑に関する子供たちの活動やアダプトプログラムの活動など、実際に様々な人々が植樹や花植え、公園樹木の維持管理、清掃などの活動に関わっています。

今後も、こうした緑に関する地域住民の活動の場や活動内容を広げ、育成と交流に向けた相互のネットワーク化を促進します。

また、公共施設を中心とした緑化や花植え、まちかど花壇づくり、街路樹・公園・河川沿いの樹木の維持管理、ホタルなどの貴重な動植物の生息地の保存活動、下草刈り、身近な里山の手入れやせぎ（用水路）の管理など、市民の自主的な緑化・緑の保全活動、維持管理を一層促進していきます。

主な取り組みの検討

- 緑に関する地域住民の活動の拡充（維持管理の協定の締結、活動の場づくりなど）
- 緑に関する地域住民の活動への積極的な支援（花苗の配布の継続、情報提供、緑に関する条例など）
- 緑の維持管理や公園・緑地運営などのあり方を考える仕組みづくり
- 森林・里山ボランティア、公園・緑地ボランティアの育成、維持管理プログラムの作成
- 緑の市民管理制度（アダプトプログラム）、グリーンバンクの充実
- ガーデニングの奨励、花いっぱい活動の促進 など



・山梨園芸高校の生徒による駅花壇の植栽



アダプトプログラム

ボランティアとなる市民や団体が里親となって、公園等の一定区画を自らの養子とみなして、清掃・美化活動などを行い面倒をみる仕組みです。

②オープンガーデンの普及

本市では、個々の家が独自に行っている庭先の緑の開放や、石和温泉駅や春日居町駅周辺の市民の手によるおもてなしの緑がまちに彩りを添えています。

今後、住宅地や集落地については、ガーデニングを楽しみながら情報交換など多くの人との交流を育む、「オープンガーデン制度」の導入を検討します。また、大規模な敷地を有する工場等においては、オープンガーデン制度の導入による敷地内緑化と地域への公開を誘導します。



・オープンな庭先の花と緑（石和地区）

③生け垣助成制度の検討

暮らしに身近なところからの、市民の主体的な緑化に対するきっかけづくりを支援することを目的とし、景観や防災の視点も踏まえ、生け垣助成制度の導入を検討します。



生け垣助成制度

住宅や事業所等の公道に面した部分に、補助の要件に該当する生け垣、花壇を新設する場合に費用の一部を助成する制度です。苗木や支柱の購入費、花壇の施工費や花苗代の他、ブロック塀等から生け垣につくりかえる場合に、取り壊し費用も補助対象となります。

④緑に関する地域のルールづくりの推進

地域ごとに保全すべき緑などを都市計画と連携しながら土地利用のルールとして定める取り組みを推進します。

また、市民と協働による緑と調和したまちなみ景観の形成に向け、住宅地等の緑化推進の手だてのひとつである都市計画法に基づく「地区計画」(現在、石和温泉駅前地区と市部通り地区の2地区)の推進、市街地内の一定のまとまりをもつ民有地を対象とした都市緑地法に基づく「緑地協定」の締結、住民で任意に定める「緑の協定」などを活用し、緑に関する地域のルールづくりを促進します。

さらに、身近なところからは、水路やみちの際の緑の維持管理、見通しを悪化させる道路にはりだした枝、石垣を崩す樹木の根づき、落ち葉の受認義務など、必要な緑・減らす緑など身近な緑の見直しと併せて、緑のルール・マナーについて地域で話しあう機会を促していきます。



・市部通りのまちなみ

(2) 緑を守り・育む仕組みを充実する

①緑の調査の充実

緑を守り・育むには、笛吹市のどこにどんな緑があるのか、自然環境や緑についての現状・情報を「知る」ことが大切です。

市内には多くの緑の資源が分布していますが、公開されている調査データやワークショップで見いだしたもの以外に、潜在的な多くの緑があると考えられます。また、緑化等にあたっても、望ましい場所や樹種の選択、地域にどんな緑が大切なのかなど、充分な把握ができない状況もあります。

そのため、動植物の生息環境や緑に関わる調査・研究を推進し、現状把握に努めるとともに、市民からの情報収集なども含めて、様々な媒体を通じ公表に努めています。



・緑に関する現地調査

主な取り組みの検討

- 長期的視点に立った緑に関する調査・研究の充実（経年変化の把握、植生・質・量などの基礎情報など）
- 研究機関との連携強化（大学等の教育機関の活用、広域的な研究機関との連携など）
- 森林管理等へのレッドデータ提供システムの活用
- 緑のモニタリングの推進（市民モニター制度の検討、学生や企業等との連携、モデル的なモニター調査の実施など）
- 環境教育や生涯学習と連携を図った緑に関するデータの収集、市民参加による生物調査の推進、それらを活用した市内の動植物の生息環境の実態把握
- 緑のビューポイント定点撮影の実施（緑の変遷と眺望景観の変化を記録するため、地域の人材を活用しビューポイントとなる場からの定期的な撮影を行う）
- 広報・ホームページ等を活用した調査の推進（情報収集と公開）など

注) * ●印は、みどりのまちづくり市民会議の提案。

②緑のまちづくり庁内体制の充実

緑の基本計画を推進するうえで、市の取り組み体制は最も基本となります。

そのため、行政組織体制や横断的な連携の強化、情報提供の充実など、緑のまちづくり庁内体制の充実に努めます。



緑地管理機構

地方公共団体以外のNPO法人などの団体が緑地管理機構として緑地の保全や緑化の推進を行う制度です。これにより、民間団体や市民による自発的な緑地の保全や緑化の推進に対する取り組みを推進することができます。

主な取り組みの検討

- 緑と公園を所管する組織の強化
- 市の行政組織の連携の強化（関係部局との連絡協議体制づくり、緑に関する活動団体・市民等が参画できる体制づくり、事例研究等の勉強会の開催など）
- 緑の保全や緑化を専門的に取り組む組織づくり（稻山ケヤキの森などの緑の保全や緑化を専門に取り組む組織づくり、都市緑地法に基づく緑地管理機構の創設検討など）
- 緑の相談窓口の充実（専門的な相談窓口の設置、出張緑化相談）
- 情報提供の充実（広報の活用、インターネットによる情報発信の充実、パンフレット等の作成）など

③市民活動への支援の充実

本市では、これまで緑化活動への支援や緑に関連するプロジェクトなどを進めてきましたが、今後も、多様な市民活動への技術的支援・人的支援をはじめとして、市民やボランティア、NPO、企業等が関わることのできる、計画を推進する組織づくりなど、市民活動への支援を充実していきます。



・NPOによるバラの植栽活動

主な取り組みの検討

- 市民が提言できる機会づくり（市民参加の公園づくり、ワークショップの推進）
- 既存のボランティアや緑化推進団体の育成と支援の充実
- 市民・専門家を含めた検討組織づくり（花いっぱい協議会の設置、緑に関する審議組織づくり、各地区の緑化推進会議（支部）を活用した「笛吹市緑化推進会議」の創設、緑の市民協力員制度等の創設など）
- 技術的な支援・指導の充実（アドバイス制度の充実、専門家・相談員の派遣・紹介）
- 市民活動への助成（緑の募金運動の継続、新たな緑化基金制度の創設）など

④緑のまちづくり人材育成と活用

緑を守り・育成し、緑化を推進するためには、緑を知ることから始まり、次に、自然や緑に関する知識を深め、技術を培うことが大切です。そのため、市内に在住する自然や動植物、農業や園芸、ガーデニング等に詳しい人材育成や活用、また、緑のまちづくりの牽引役となるリーダーの育成を図ります。

主な取り組みの検討

- 行政職員の専門性を高める人材育成（研修、地域での実習活動の実践など）
- 緑の人材発掘と育成（既存の市民活動成果の活用（実践的なリーダー登用）、緑化知識・技術の普及に関する身近な緑の指導者の顕在化、公園プレイリーダーの育成、緑の育成員公募の実施など）
- 講習会・勉強会の開催、緑の環境づくり研修、観察会などの開催
- 緑の専門家の育成と派遣制度の創設（緑の指導員、森林インストラクター、樹木医の育成と連携）
- 緑の人材バンク・人材登録制度^{*}の設置（専門的な知識を持つ市民や一定のプログラムを修めた市民が活躍できる場・機会づくり）など

注) * 詳細は、本計画書 126 ページを参照下さい。

⑤(仮称)笛吹市緑のまちづくり条例の検討

緑の将来像を実現するためには、協働による緑のまちづくりを円滑に推進していくことが必要です。

そのため、緑化基準や緑化への助成、市民活動への支援など、基本となる事項を定めた「(仮称)笛吹市緑のまちづくり条例」の検討を図ります。

⑥緑に関する新たな制度等の検討

緑のまちづくりに関わる市民活動等を促進するため、次のような新たな制度の創設を検討します。

新たな制度等の検討

● 緑の市民管理制度（アダプトプログラム）の充実

公園や道路、公共施設の緑化や緑の維持管理など、幅広い市民参加が可能となる制度です。本市では現在 26 団体が清掃活動などを行っており、さらに登録や活動を広げ充実していきます。

● 緑化表彰制度

市内の緑化や緑のまちづくりに多大な貢献をした市民・団体・企業等を推薦し、今後も積極的に緑の活動を行っていくために、その取り組みを表彰する制度です。

● グリーンバンク制度

植物のリサイクルの観点から、公共施設や一般の住宅で不要となった樹木・草花を他に斡旋・紹介する制度です。

●(仮称)笛吹緑のインストラクター制度

森林、林業、緑化等に関する専門技術・知識を持った者を登録し、講習会等の要請に応じて普及指導活動を行う山梨県の制度です。本市でも独自の制度として検討します。

●(仮称)笛吹市緑のマイスター制度^{*1}

身近な緑に関する知恵袋的な人を「緑のマイスター」として人材バンクに登録し、交流や活動を通じてこの緑のマイスターの知識や技術を高めるとともに、人材育成を図る制度です。

● 緑の里親制度

市民が身近に緑と関わることを目的として、公園や街路樹など公共の緑について、市内の各戸が1本の樹木の里親になり維持管理と育成を行う制度です。

● 花・樹木を守るポイント制度

買い物など市民の身近な暮らしの中から自発的に募金を行う、本市の緑の保全・育成に関わる基金制度です（基金は緑の維持管理や市民活動へ活用される）。同時に、個人の募金も緑に関わる市民活動の一環として、募金のポイント数に応じ何らかの評価・還元が図られるなどの普及・啓発も目的としたものとします。

● 緑のまちづくり提案制度

市内の教育の場等を活用し、緑のまちづくりを推進する人材活用のひとつの手法として、学生や若者などの様々な意見・提案を受け、多様な意向を束ねた提案プログラム作成と次代の活動を担う子供たちの育成を図る制度です。

注) *1 詳細は、本計画書 126 ページを参照下さい。

*2 ●印は、みどりのまちづくり市民会議の提案。



・みどりのまちづくり市民会議ワークショップ

(3) 緑の普及・啓発活動を進める

①水と緑と花のイベントの充実

みどりのまちづくり市民会議では、市民の意識づけと活動における第一歩として、「楽しむことが継続につながる」との提案がありました。今できることから進めるために、効果的な啓発活動を充実することが重要であるとしています。

そのため、市民が緑や自然について知るきっかけづくりや、緑に関する活動への参加意欲を盛りあげることを目的に、現在行われている多様な緑化イベントを充実するとともに、次のような市民が主体となった水と緑と花のイベントの開催を推進します。



・植樹活動を通じて緑や自然について学ぶ小学生

主な取り組みの検討

- 水と緑と花のフェスティバルの開催（水と緑と花に親しむため市内緑化関係者の協力と参加を求める）
- 各種コンクールの開催（地域単位の庭先の緑化コンクール、水と緑と花のみどころ写真コンテスト、笛吹市緑のビューポイント 100 選の実施など）
- 自然や歴史に親しむウォークラリーや体験型イベントの実施（資源発見まち歩きの実施、農作業や樹林管理の体験イベント、公園の樹木の維持管理イベント、みどころバスツアーの実施と観光への活用など）
- 各種市内催事への出展参加（市内で開催される公共・民間の各種イベントにおいて、機会あるごとに緑に関連するパネル展示やパンフレット等の配布、緑のまちづくりへの呼びかけなどを実施）
- 市内イベントへの支援（個人や緑の団体が行うイベントについて、継続的な活動ができるよう支援の充実を図る） など

②緑に関する啓発・PR活動の推進

みどりのまちづくり市民会議では、「今できること、お金をかけずに多くの市民の知恵を束ね・活用すること」が大切との提案がありました。

これを受け、市民の緑や自然に対する理解を深め、市民参加による緑化や緑の保全活動への関心を促すため、次のような啓発・PR活動を推進します。

主な取り組みの検討

- 既存の啓発事業等の推進（花苗配布事業の継続、緑のカーテンづくりの推進、植樹祭・育樹祭の継続など）
- 緑の基本計画のパンフレット作成、緑のガイドブックの作成（緑の資源マップと紹介、公園利用案内、緑化の手引き、市民活動（団体等）の案内、市の相談窓口の案内など）
- インターネットによる情報発信、緑のまちづくり専用ホームページの開設
- 市民ミーティング制度や市民活動支援課の施策を活用した緑に関する啓発・PR活動の推進
- 地域単位のマップ、パンフレット、ガイドブック等の充実（地域発信の「（仮称）緑の四季だより」、地域のビューポイントマップづくり、市全体のパンフレット編纂など）
- フィルムコミッションの活用（山梨フィルムコミッションの「ロケーションデータベース」の笛吹市版の作成と誘致促進）
- 「自分の木・我が家の木」の活用（各戸が自主的に、新生児の誕生や結婚などの記念日等において、庭木などの植樹等を行う身近な緑の育成方法です。「自分の木・我が家の木」として、市広報等を通じおひろめを行うことにより、緑に関する普及・啓発を促す効果も期待できます。）
- 「笛吹市緑の日」の制定 など

注) * ●印は、みどりのまちづくり市民会議の提案。

③緑を学ぶ教育の推進

緑を育てるためには、緑を育てる「人」も育てなければなりません。良い土壌を選定し、種を植え、芽生えに光や水を与える、はじめて大きな樹木が育つように、子供たちも大人たちも、緑や自然の大切さを理解し、豊かな感性を育む「緑の教育」が重要です。

本市では、様々な環境学習や体験教室などの取り組みを進めていますが、横断的な連携はまだ充分とはいえないません。

緑の将来像に掲げる「美しい風景や環境を次代に引き継ぐ」ために、市民が緑や自然を学び、行動に移すことのできるよう、次のような仕組みづくりを進めます。



・緑の少年少女隊による育樹祭活動

主な取り組みの検討

- 行政による緑を知る機会の充実（環境、河川、景観など行政の相互連携による連続した緑に関する講座の実施（笛吹市および広域的）、市民ニーズに応じた学習会の開催など）
- 学校等との連携による教育の充実（学校林の活用、緑の少年少女隊の育成、研修・交流行事の充実、学校教育における緑の環境教育への支援、教職員との連携・学校現場での指導者養成など）
- 緑や自然について学ぶプログラムづくり（効果的なテーマの設定、地域のフィールドの有効活用、市内の動植物や緑に関わる現状把握など情報収集の充実、地域の「お宝発見・思い出マップづくり」の実施など）
- 体験プログラムの充実（グラウンドワークの実施、ビオトープづくり、森づくり体験や遊びを通じた自然体験、緑の維持管理に関わる体験プログラムの作成など）
- 緑を学ぶ機会の充実（スコレーハウス講座などの生涯学習の活用、緑の教室・ふるさと学の実施、地域での講習会の開催）
- 緑の教育の人材育成（地域の人材活用とリーダーの育成、緑の指導員等の活用、自然体験等のブレイリーダーの育成、トレッキングガイドの育成）など

④緑の仲間を増やす仕組みづくり

緑のまちづくりにおいて、個人ができることには限界があります。また、花や緑を楽しみながら活動するためには、個人で行うよりも、一緒に取り組む仲間がいることが大きな助けとなります。

緑についてともに考え、行動していく、身近なところからの緑の仲間を増やす仕組みづくりを促進します。



・兜山の森体験プログラム

主な取り組みの検討

- 県立森林公園金川の森など、緑や花に関するサークルの展示や活動を紹介する場づくりと支援の充実
- 緑や自然への興味と関心を高める交流の機会づくり（地域毎の情報交換の充実、緑の発表会の開催など）
- 緑に関わる地域の人材発掘と育成の仕組みづくり（広報・ホームページ等を活用した地域活動や団体の紹介、熱意のあるボランティア組織の育成、各地区の緑化推進会議（支部）の活用）

(4) 桃源郷の樹園の緑を守り・活かす仕組みを充実する

①農地を守り活かす仕組みの充実

桃源郷のふるさとの風景を守ることは、緑の保全のみならず、農業振興、観光活性化、景観の維持、環境保全などの側面から、笛吹市に暮らす市民にとって切実な課題であり、樹園地の所有者である農家のみで対応するには限界があります。

そのため、「笛吹市農業振興行動計画」(平成18年12月)に基づく施策を推進するとともに、市全体で樹園の緑を守り・活かすために次のような仕組みを検討します。

また、現在市内には3ヶ所の市民農園がありますが、設備や支援制度の充実を図るとともに、次のような仕組みづくりを検討します。



・桃源郷といわれるふるさとの風景(一宮地区)

主な取り組みの検討

- 地域単位での「果樹景観保全シート」の作成（重点的に守るべき樹園地を抽出し、モデル的に維持・活用に向けた取り組みを進める）
- 「(仮称) 笛吹の桃グリーントラスト」の創設（食べる人である消費者が、直接その農産物の生産費用を負担することで技術・意欲のある生産者への支援となり、消費者が主導的に食文化を守っていく活動）
- 遊休農地を活用した学童農園・福祉農園の設置（農業体験と園芸療法による医療・健康向上の取り組み）
- 援農希望者の派遣システムの推進（シルバー人材センターの活用など）
- みさかふれあい農園、やつしろふれあい農園、かすがいふれあい農園の合同による収穫祭など交流イベントの充実
- 農産物直売所と連携した「市民農園フリーマーケット」の実施
- アグリアドバイザー（営農指導員）の育成と派遣
- 「農と健康市民大学」の設置（農業体験を通じ農産物と食育への理解を深める活性化策） など

注) * ●印は、みどりのまちづくり市民会議の提案。

②都市と農山村交流の仕組みづくり

本市は、豊かな自然、温泉、美しい眺望景観、甲斐国歴史・文化資源など、多くの人が訪れる地域資源を有しています。

これらの活用と併せ、桃源郷の樹園の風景を守り、里山や農山村地域の緑を活用した、都市と農山村の交流を促進する仕組みづくりを検討します。



・芦川地区のグリーンツーリズム

主な取り組みの検討

- エコツーリズム・グリーンツーリズムの推進（芦川地区など）
- 良好な景観を有する遊休農地を活用したトラスト農場の設置（景観に恵まれた遊休化した一団の場について、農地リース方式等を活用し、自給自足を目的とした田舎暮らしを望む都市住民へ提供する取り組み）
- 農産物直売所やワイナリー、観光農園等を活用した地産地消の推進
- 食育をテーマとした山村・里山学校の設置（食農教育など） など

③遊休農地を活用した環境教育・土とのふれあいの仕組みづくり

農地は多面的な機能を持つとともに、暮らしに身近な緑地です。様々な課題から遊休農地が増加する傾向にありますが、この身近なフィールドを、環境教育や桃源郷の風景を守る心を育む場として活用することも重要です。

土にふれることから風土の豊かさ、緑や環境への関心や意識などの醸成につながるよう、農業振興・活性化策、人材育成と連動させながら、次のような仕組みづくりを検討します。



・地域と協働による菜種の刈り取り作業の実施
(菜の花プロジェクト)

主な取り組みの検討

- 市民、JA、教育機関、農業従事者、行政が連携した農業体験の充実
- 「(仮称) どろんこ学校プロジェクト」の実施（農地や水路を活用したグラウンドワーク活動）
- 「(仮称) 笛吹市めだかの学校プロジェクト」の実施（めだかやどじょうなど農地に生息する生態系を守り、活用した環境教育）
- 遊休農地を活用した土とのふれあいイベントの開催（どろんこプレイパーク、どろんこレースなど）
- 農業人材活用とプレイリーダーの育成、派遣 など



・遊休農地を活用した菜の花畠（一宮地区）

6-3 市民協働による先導的な緑のまちづくりの推進

■緑のまちづくりリーディングプラン

本計画の策定にあたっては、「笛吹市みどりのまちづくり市民会議」によるワークショップから、「みどりのまちづくり市民プラン」が市に提言されました。プラン実現に向けた行動指針の中で、「花と緑の回廊づくり」と「緑のマイスター制度創設の検討」の市民プロジェクトが提案されています。

この市民提案を重視し、緑の基本計画の推進、これまでの緑の市民活動を更に促す両輪として、次の2つの先導的なプランに着手し、協働による緑のまちづくりに取り組んでいきます。

(1) 花と緑の笛吹ロマン街道づくり ー緑化推進と緑のネットワークプランー

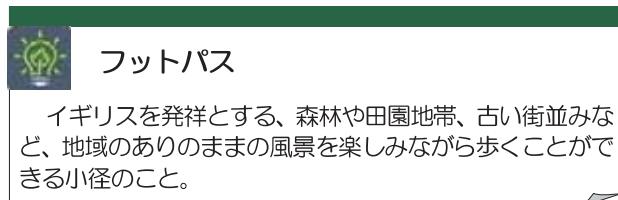
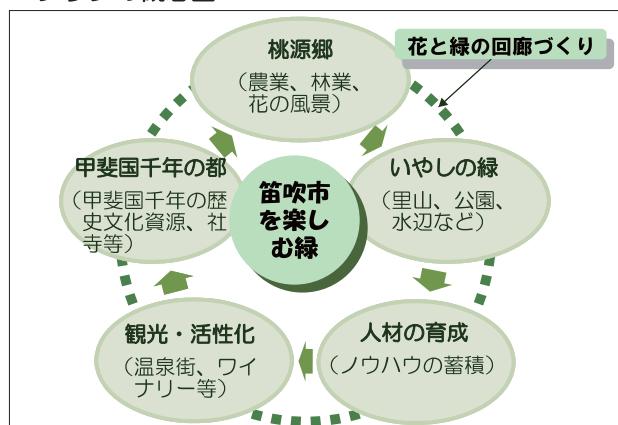
プランの主旨

美しい桃源郷の風景や、地域に点在する魅力スポットを結びつけ、地域のありのままの風景を楽しめ散策する、花と緑の回廊を創ります

本市は、全国に誇る美しい桃源郷の風景を中心に、歴史・文化資源や眺望景観、温泉街、公園などの魅力的なスポットがあります。一方、里山や集落にも身近な魅力資源が数多くありますが、これらを効果的に活かしきれていない現状が見受けられます。

これらの資源を顕在化し、「笛吹市の個性ある緑」として特徴づけるため、河川や水路、道路、里山や雑木林、また、人のチカラを活用し、地域単位の「フットパス」づくりを進めます。次に、市全体の花と緑の回廊づくりへ波及するよう、住む人・訪れる人が地域の緑を楽しみ、おもてなしの心を感じながら回遊する「花と緑の笛吹ロマン街道づくり」に取り組みます。

■プランの概念図



プラン推進のステップ

STEP 1

◆地域の資源を掘り起こす

- ①身近な花と緑のスポットをホームページや広報等を活用し、情報を得る
- ②オープンガーデンなど地域の個人・団体の活動や人材を発掘する
- ③まち歩きなどで身近な資源・新たな資源を発掘する（地域で収集した情報の整理と管理、ホームページや報で更に市民へ情報発信）

STEP 2

◆資源を結びつける（フットパスづくり）

- ①魅力スポットを結ぶ「フットパス（緑と花の小径）」づくりを進める
 - ・安心して歩ける小径づくり（安全対策、道標、ルール・マナー検討など）
- ②地域単位の「花と緑の散策マップ」を創る（魅力スポット、散策ルート）
 - ・地域の身近な歴史資源、四季折々の花々を楽しめるよう工夫する
- ③地域の協力者、ボランティアガイドの充実と活用に努める
- ④地域単位でフットパスウォークやツアーを実施する

STEP 3

◆笛吹ロマン街道の展開、PRの充実

- ①地域のフットパスを笛吹市全体のロマン街道として結びつけ充実する
 - ・特色ある緑化の検討、花植え活動の推進、レンタサイクルの普及など
- ②市民の組織づくりと行政支援の充実を進める
- ③イベントの企画と開催、メディア等を活用したPRの充実

(2) 緑の担い手づくりと「笛吹市緑のマイスター制度」創設の検討 －人材育成と緑の普及・啓発活動プラン－

プランの主旨

身近な暮らしの中から、緑を楽しみ大切にする心を育み、楽しみながら主体的に緑に関わる活動の輪を広げる、緑のマイスター制度の創設を検討します

市内には、庭木の手入れや花植えなど、身近なところで緑や自然を愛おしむ人がたくさんいます。一方、緑や地域の環境を良く知る「緑の知恵袋」的存在が、表面には見えずとも実は潜在的に数多くいます。この人材を埋もれさせすことなく、興味や関心の次のステップに活用することが大切です。

市民の主体的な緑のまちづくりに向けた最も身近な機会・足がかりとして、身近な緑の知恵袋（マイスター）を顕在化した「笛吹市緑のマイスター制度」の創設を検討します。ここから、緑へ関心を持つ多くの市民との交流を高め、楽しみながら学びあい・教えあい、情報の輪を広げ、緑のまちづくり活動の連携へ結びつく取り組みを進めていきます。

■「笛吹市緑のマイスター制度」の検討

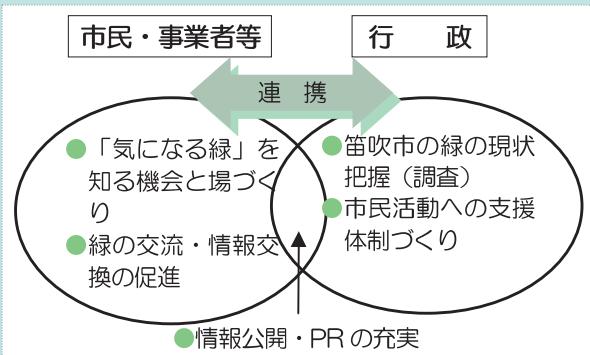
オープンガーデンや花植え活動、緑に関する深い知識や情報を持つ地域の知恵袋を発掘します。これを「緑のマイスター」として、広報等を活用し登録・管理（人材バンク）します。

このマイスターを活用し、緑に関し「学びあい・教え合う」情報交換と交流を進め、緑の人材育成や、市全体の緑の活動の活性化へ向けた波及効果とネットワーク化に取り組みます。

■人材活用の考え方

- 個々の知識・活動
- マイスター認定
- 情報交換と交流
- 市全体の緑を守り育成する「チカラ」

■協働による取り組み体制のイメージ



協働で取り組むプラン推進のステップ

市民・事業者等

- 緑の資源を知る機会づくり
- 緑を楽しむ仲間づくりと活動実施
- 身近な緑のマイスターの発掘

STEP 1

◆緑を知る・関心を深め、価値を見いだす

行政

- 緑に関わる情報収集の充実
- 情報提供・相談窓口の充実
- 「緑のマイスター制度」の創設

- マップづくり、イベント企画・実施
- 緑の活動や交流会の充実
- 交流活動の充実とネットワーク

STEP 2

◆緑の活動のPR、お披露目と評価を行う

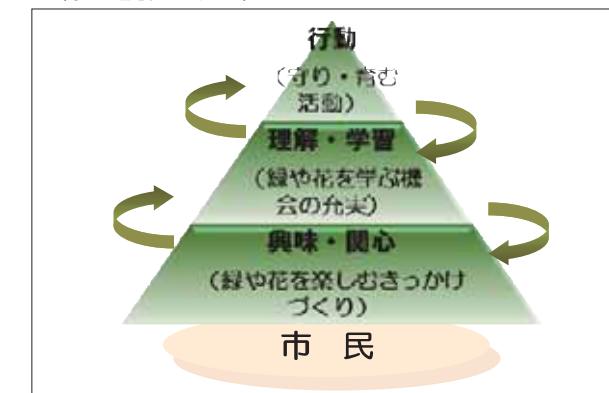
- 緑を守り・育む市民組織と場づくり
- マイスター制度を活用した人材育成
- 活動を担保する基金等の検討など

STEP 3

◆みんなで支え育む仕組みを創る

- 市民活動を支援する制度の活用
- 緑の助成の充実
- 関連施策・機関との連携強化

■緑の意識づけの概念図



マイスター制度

ドイツ発祥の職能訓練制度のこと。近年、日本でも、ひとつの分野に精通したプロフェッショナルや、匠の技を極めた人材を適切に処遇する仕組み、また、若手人材への円滑な技能継承を促す仕組みとして、注目を集めています。

6-4 緑の基本計画の効果的な運用

(1) 戰略的・計画的な緑のまちづくりの推進

①緑のまちづくりリーディングプランの推進

本計画で示したリーディングプランは、「笛吹市みどりのまちづくり市民会議」の協議を経た市民提案が基本となっています。

このプランは、「今できることから一緒に進めること」をテーマに、①取り組みやすく、②比較的短期で成果が目に見える形で示すことができ、③市民参加の気運を盛りあげる意味で高い波及効果が期待できるものとして提案されています。

リーディングプランは、笛吹市らしさ、全国に誇る桃源郷の緑を特徴づけ、市民などの多くの手による緑の保全と育成に関する重要なプランであり、緑の基本計画の施策を牽引・先導する大きな役割を担っています。

このリーディングプランを、市民協働で進める緑のまちづくりの第一歩として、積極的に取り組んでいきます。



・みどりのまちづくり市民会議提案書提出



・みどりのまちづくり市民プラン

②府内体制の強化

計画の策定にあたっては、はじめに市民組織である「みどりのまちづくり市民会議」を立ち上げ、府内作業部会や市民が参加する策定委員会で検討・調整を進めてきました。今後の計画の推進においても、引き続きこのような市民参加と横断的な組織体制のもとに、施策の展開を図ります。

また、当面は、緑に関する窓口の設置や、府内における（仮称）連絡協議会等の設置を検討し、行政の行うべき施策を、総合的かつ計画的に取り組む体制の強化に努めています。

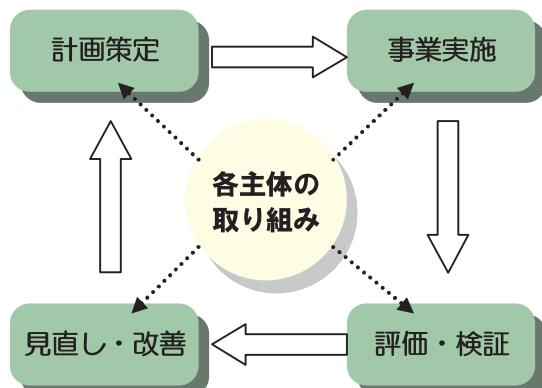
③計画の進行を管理・評価する仕組みづくり

本計画を推進するため、基礎的なデータの整理や、各施策の段階的な目標を定め、その進行管理に努めるとともに、市が進める施策を評価する仕組みづくりに努めます。

そのため、市民が参加することができる組織体制や府内体制の確立など、管理・評価体制の整備を図ります。さらに、市民に対して評価・検証結果や見直し・改善の報告を広報やホームページ等で公表するなど、情報公開や市民意見を反映する仕組みづくりに努めます。

また、施策の実施状況や社会情勢の変化などに対応していくため、必要に応じて計画の見直しを行います。

■計画推進の管理・評価の仕組みイメージ



④計画推進のための財源の確保

緑や公園を保全・整備するためには、用地の取得などに大きな費用を要します。また、整備した公園などの維持管理にかかる経費も必要です。

近年の社会情勢の変化により、行財政運営の自主財源は減少傾向にあり、各事業実施において財源の確保はますます厳しくなる傾向にあります。しかし、笛吹市らしい緑の保全・創出・育成や公園・緑地の整備は、本市のイメージづくりやアイデンティティに係る重要な政策のひとつであり、豊かな緑の環境は市民にとっても来訪者にとっても欠かせないものであるため、財源の確保に努めています。

限られた予算を有効に活用するため、「緑の募金運動」など従来から活用してきた各種制度を継承していくほか、市民や事業者からの寄付金等による緑の基金の創設など、緑の保全・創出に係わる新たな制度を検討します。

また、借地公園やPFI手法などによる民間資金を導入する仕組みづくりや、国・県の補助制度を活用するなど、効率的・効果的な施策実施に努めます。



PFI手法

PFI (Private Finance Initiative : プライベート・ファイナンス・イニシアティブ) とは、公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力および技術的能力を活用して行う新しい手法です。この導入により、国や地方公共団体の事業コストの削減、より質の高い公共サービスの提供を目指しています。

(2) 「緑の基本計画推進プログラム」に基づく計画の推進

笛吹市緑の基本計画は、概ね20年後を目標とした長期の計画であり、計画の実現を図るために実現の可能性や事業の効果、財源の確保状況等を踏まえたうえで、優先的、段階的に実施していくことが必要です。

そのため、「第一次笛吹市総合計画」をはじめ、「笛吹市都市計画マスタープラン」「笛吹市景観計画」「笛吹市環境基本計画」などとの整合を図りながら、当面、中期目標（平成30年）を目指した「緑の基本計画推進プログラム」の検討を行い、これに基づく計画の推進を図ります。

(3) 周辺都市、県・国との連携による計画の推進

緑や河川は市域を超えて連続しています。このため、維持・保全にあたっては、県の広域的な緑地計画との整合を図るとともに、隣接する市町と連携しながら計画の推進を図ります。

また、県や国が管理する森林や河川、道路、公園等の施設についても、市が窓口となり、必要に応じて計画・事業、保全措置などの連携と要請を行うとともに、市民の要望についても伝えていきます。